

美濃加茂市議会
第2回定例会議案

令和6年6月6日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 3号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号））	1
承第 4号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について）	1 5
承第 5号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）	1 6
承第 6号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について）	1 9
承第 7号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について）	2 7
承第 8号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	5 8
承第 9号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について）	6 4
議第 49号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6 7
議第 50号	美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	7 0
議第 51号	令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算（第1号）	7 2
議第 52号	令和6年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）	1 1 2
議第 53号	令和6年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）	1 2 4
議第 54号	令和6年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第1号）	1 4 2
議第 55号	令和6年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第1号）	1 4 8
議第 56号	太田小校舎外部改修及び体育館大規模改修建築工事の請負契約の締結について	1 5 3

議第 5 7 号	市道路線の認定について	1 5 4
議第 5 8 号	美濃加茂市固定資産評価員の選任について	1 5 7
議第 5 9 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	1 5 8
議第 6 0 号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の 変更について	1 5 9

承第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年3月27日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和5年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,243,242千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,021,482	17,500	5,038,982
	2 国庫補助金	2,443,113	17,500	2,460,613
歳入合計		26,225,742	17,500	26,243,242

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		9,710,248	17,500	9,727,748
	1 社会福祉費	5,087,392	17,500	5,104,892
歳 出	合 計	26,225,742	17,500	26,243,242

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
6 商工費	1 商工費	中小企業支援事業	千円 2,400

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯生活支援特別 給付金事業	千円 14,062	千円 31,562

予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	9,710,248	17,500	9,727,748
歳出合計	26,225,742	17,500	26,243,242

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	5,021,482	17,500	5,038,982
	2	国庫補助金	2,443,113	17,500	2,460,613
		2 民生費国庫補助金	879,325	17,500	896,825

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費 補助金	17,500	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	9,710,248	17,500	9,727,748	17,500	
	1	社会福祉費	5,087,392	17,500	5,104,892	17,500	
	1	社会福祉総務費	1,246,238	17,500	1,263,738	国庫支出金 17,500	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
19 扶 助 費	17,500	低所得世帯生活支援特別給付金	低所得世帯生活支援特別給付金事業 17,500

承第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年3月28日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例

美濃加茂市小口融資条例（平成9年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員会の組織) 第9条 (略) 2 委員長は、 <u>市長が指名する副市長</u> をもって 充て、委員は、 <u>市長が次に掲げる者のうちか</u> <u>ら</u> 任命する。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)	(委員会の組織) 第9条 (略) 2 委員長は、 <u>副市長</u> をもって充て、委員は、 <u>市長が次に掲げる者のうちから</u> 任命する。 (1)～(4) (略) 3～5 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

承第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年3月29日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年美濃加茂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(掲示等) 第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に</u>	(掲示) 第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を <u>掲示しなければなら</u> ない。

該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(特別利用教育の基準)

第37条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特

(特別利用教育の基準)

第37条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第7条第3項及び第8条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

別利用教育を受ける者を除く。) 」とする。

(電磁的記録等)

第54条 (略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(電磁的記録等)

第54条 (略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

承第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年3月29日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年美濃加茂市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(内容及び手続の説明及び同意) 第9条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得	(内容及び手続の説明及び同意) 第9条 (略) 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得

て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1

て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1

<p>項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。</p>	<p>項及び155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

(美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年美濃加茂市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方</u></p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその</u></p>

式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文章、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文章、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

(美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年美濃加茂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>5～8 (略)</p>
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の</p>

確保を図るため美濃加茂市高齢者施策等運営協議会（介護保険法施行規則第140条の6第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会として設置する美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）に定める美濃加茂市高齢者施策等運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)～(4) (略)

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

確保を図るため美濃加茂市高齢者施策等運営協議会（介護保険法施行規則第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会として設置する美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）に定める美濃加茂市高齢者施策等運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2)～(4) (略)

第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 (略)

(美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定

める条例（平成30年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>6～9 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>6～9 (略)</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、</p>

図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。)及び第16条第27号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 (略)

図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第33条において準用する場合を含む。)及び第16条第27号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

承第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年3月30日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例

美濃加茂市税条例（昭和29年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の8 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控</p>

得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金のうち、市長が別に定めるもの

イ～チ (略)

リ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

ヌ (略)

2 (略)

(市民税の減免)

第33条 (略)

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第42条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5

除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの

イ～チ (略)

リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

ヌ (略)

2 (略)

(市民税の減免)

第33条 (略)

2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第42条の3 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第5

号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の減免)

第52条 (略)

号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(固定資産税の減免)

第52条 (略)

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) (略)

3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第126条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第126条の3 (略)

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第2条の2 当分の間、租税特別措置法第40

条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第3条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の4 （略）

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第3条の5 令和6年度分の個人の市民税に

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第3条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第3条の4 （略）

限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第3条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第26条の4、第26条の7から第26条の10まで、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、前条、附則第4条の2第2項及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第26条の8第2項、第32条の5の5第1項及び前条の規定の適用については、第26条の8第2項及び前条中「法附則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び法附則第5条の8第6項」と、第32条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第3条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第31条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控

除前の普通徴収に係る個人の県民税の額
(法附則第5条の8第1項及び第2項の
規定の適用がないものとした場合に算出
される普通徴収に係る個人の県民税の額
をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税
の額の合算額(以下この号において「特別
税額控除前の普通徴収に係る個人の住民
税の額」という。)からその者の普通徴収
に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る
個人の県民税の額及び普通徴収に係る森
林環境税の額の合算額を控除した額(以下
この項において「普通徴収の個人の住民税
に係る特別税額控除額」という。)がその
者の特別税額控除前の普通徴収に係る個
人の住民税の額を4で除して得た金額(当
該金額に1,000円未満の端数があるとき、
又は当該金額の全額が1,000円未
満であるときは、その端数金額又はその全
額を切り捨てた金額。以下この項において
「分割金額」という。)に3を乗じて得た
金額をその者の特別税額控除前の普通徴
収に係る個人の住民税の額から控除した
残額に相当する金額(以下この項において
「第1期分金額」という。)に満たない場
合には、当該納税通知書に記載すべき各納
期の納付額は、第30条第1項に規定する
第1期の納期(以下この項、次項及び次条
第1項において「第1期納期」という。)
においてはその者の第1期分金額からそ
の者の普通徴収の個人の住民税に係る特
別税額控除額を控除した額とし、その他の
それぞれの納期においてはその者の分割
金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴
収の個人の住民税に係る特別税額控除額
がその者の第1期分金額以上であり、か

つ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第30条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第30条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載

すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第32条の5第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第3条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第3条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第32条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において

同じ。) からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額
(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。))に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。))並びに第32条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。))は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分

金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の

第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第32条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円

未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の

分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第32条の5の5第2項の規定により読み替えられた第32条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第32条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第3条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第32条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第3条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第26条の4、第26条の7から第26条の10まで、附則第3条第1項、附則第3条の3の2第1項、附則第3条の4、附則第4条の2第2項及び附則第5条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第26条の4まで、第26条の7から第26条の9まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第26条の10第1項、附則第3条の5第1項及び前条の規定の適用については、第26条の10第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条第2項」と、附則第3条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第4条第2項及び」と、前条中「附則第3条の4及び」とあるのは「附則第3条の4、次条第2項及び」とする。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第4条の2 (略)

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

第4条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出があ

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 (略)

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第26条の4まで、第26条の7から第26条の9まで、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項、附則第3条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 前項の規定の適用がある場合における第26条の10第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第4条第2項」とする。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第4条の2 (略)

る場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第26条の3の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項前段の場合において、第26条の3の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないこと

についてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第5条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 (略)

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第5条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2～6 (略)

7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 (略)

14 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

15 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

19 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

20・21 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2 (略)

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4～7 (略)

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用

15 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

18 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

19・20 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 (略)

2 (略)

3～6 (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用

を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出

を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出

しなければならない。

(1)～(6) (略)

1 2 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

1 3 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 8 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 1 8 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1 4 (略)

(土地に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 7 条 (略)

しなければならない。

(1)～(6) (略)

1 1 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

1 2 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 7 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 1 7 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

1 3 (略)

(土地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第 7 条 (略)

(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第40条の2の規定にかかわらず、令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であつて、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第7条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第40条の2の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第40条の2の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当

該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等

該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資

調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3

産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3

又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第20条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（用途変更宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第8条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第12条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第131条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民

という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第12条 附則第8条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第7条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号及び第131条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第8条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3・4 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民

<p>税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係

第21条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係

<p>る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 附則第3条の5及び附則第3条の8の規定の適用については、附則第3条の5第1項及び附則第3条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第21条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>6 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第42条の3の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第26条の8第1項の改正規定、附則第2条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の美濃加茂市税条例第26条の8第1項（第1号りに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号り中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の

一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の美濃加茂市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年3月30日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市計画税条例（昭和32年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (法附則第15条第32項の条例で定める割合) 2 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合)	附 則 1 (略) <u>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</u> 2 <u>法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</u> (法附則第15条第33項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

(用途変更宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第29条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 (略)

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるとき

4 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

(法附則第15条第43項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

(用途変更宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

7 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるとき

は、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係

は、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度

る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15

分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15

条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

(読替規定)

14 (略)

15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しく

条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

(略)

(読替規定)

14 (略)

15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しく

は第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

は第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年4月12日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年美濃加茂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（定義）</u> 第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。</p>	<p><u>（定義）</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>個人番号</u> 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。 (2) <u>特定個人情報</u> 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) <u>個人番号利用事務実施者</u> 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施</p>

(市の責務)

第3条 市長は、個人番号の利用及び特定個人情報¹の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は美濃加茂市教育委員会（以下「市長等」という。）が行う特定個人番号利用事務とする。

2 (略)

3 市長等は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第1（第4条関係）

機関	事務
(略)	
6 市長	美濃加茂市障がい者就

者をいう。

(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市長は、個人番号の利用及び特定個人情報¹の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は美濃加茂市教育委員会（以下「市長等」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 (略)

3 市長等は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

別表第1（第4条関係）

機関	事務
(略)	
6 市長	美濃加茂市障害者就労

	労支援事業実施要綱 （令和2年美濃加茂市告示第23号）による 障害福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	美濃加茂市地域生活支援事業実施規則（令和3年美濃加茂市規則第64号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

	支援事業実施要綱（令和2年美濃加茂市告示第23号）による障害福祉サービスの利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	美濃加茂市地域生活支援事業実施要綱（平成29年美濃加茂市告示第17号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(略)		

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)		
市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(略)		

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

議第 4 9 号

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 6 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年美濃加茂市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第 3 0 条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>1 5 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>2 5 人</u> につき 1 人 3 (略) (職員) 第 3 2 条 (略)	(職員) 第 3 0 条 (略) 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) (略) (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>2 0 人</u> につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>3 0 人</u> につき 1 人 3 (略) (職員) 第 3 2 条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 当分の間、この条例による改正後の美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定の適用については、改正後の条例第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、改正後の条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。
- 3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者A型、小規模保育事業者B型、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の改正後の条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

議第50号

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の育児休業等に関する条例（平成4年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（市の規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。）第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（市の規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第51号

令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292,033千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,092,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,352,830	141,677	3,494,507
	1 国庫負担金	2,473,745	188,352	2,662,097
	2 国庫補助金	864,197	△46,675	817,522
16 県支出金		1,804,294	1,850	1,806,144
	1 県負担金	1,124,723	△6,132	1,118,591
	2 県補助金	550,378	7,754	558,132
	3 委託金	129,193	228	129,421
18 寄附金		700,000	100	700,100
	1 寄附金	700,000	100	700,100
20 繰越金		550,000	77,167	627,167
	1 繰越金	550,000	77,167	627,167
21 諸収入		710,196	8,439	718,635
	5 雑入	543,040	8,439	551,479
22 市債		1,129,200	62,800	1,192,000
	1 市債	1,129,200	62,800	1,192,000
歳入合計		23,800,000	292,033	24,092,033

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,661,479	44,380	3,705,859
	1 総務管理費	3,077,662	44,380	3,122,042
3 民生費		9,113,752	227,504	9,341,256
	1 社会福祉費	4,815,544	8,197	4,823,741
	2 児童福祉費	3,908,009	219,307	4,127,316
4 衛生費		1,587,224	100	1,587,324
	1 保健衛生費	756,077	100	756,177
5 農林業費		512,023	7,754	519,777
	1 農業費	356,195	7,754	363,949
6 商工費		747,177	5,857	753,034
	1 商工費	747,177	5,857	753,034
8 消防費		734,942	6,210	741,152
	1 消防費	734,942	6,210	741,152
9 教育費		3,080,878	228	3,081,106
	1 教育総務費	507,304	228	507,532
歳 出 合 計		23,800,000	292,033	24,092,033

第 2 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと納税支援業務	自 令和7年度 至 令和8年度	97,020

第 3 表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
長良川鉄道経営安定支援事業	千円 18,400	証書借入	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 21,000	変更なし	変更なし	変更なし
道路施設補修点検事業	149,200				209,400	変更なし	変更なし	変更なし

予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,352,830	141,677	3,494,507
	1	国庫負担金	2,473,745	188,352	2,662,097
	1	民生費国庫負担金	2,436,271	188,352	2,624,623
	2	国庫補助金	864,197	△46,675	817,522
	1	総務費国庫補助金	206,016	8,592	214,608
	4	土木費国庫補助金	324,978	△55,267	269,711

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	188,352	1 児童手当交付金	
1 総務管理費補助金	8,592	1 デジタル田園都市国家構想交付金（自治体DX推進事業）	4,716
		2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3,876
1 道路橋りょう費補助金	△55,267	1 社会資本整備総合交付金（道路施設補修点検事業）	

(款) 16 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
16		県支出金	1,804,294	1,850	1,806,144
	1	県負担金	1,124,723	△6,132	1,118,591
	1	民生費県負担金	1,084,708	△6,132	1,078,576
	2	県補助金	550,378	7,754	558,132
	4	農林業費県補助金	79,224	7,754	86,978
	3	委 託 金	129,193	228	129,421
	4	教育費委託金	0	228	228

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費負担金	△6,132	1 児童手当負担金
1 農業費補助金	7,754	1 元気な農業産地構造改革支援事業費補助金
1 教育総務費委託金	228	1 清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	700,000	100	700,100
	1	寄 附 金	700,000	100	700,100
	2	衛生費寄附金	0	100	100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費 寄附金	100	1 保健衛生費寄附金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	550,000	77,167	627,167
	1	繰越金	550,000	77,167	627,167
		1 繰越金	550,000	77,167	627,167

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	77,167	1 前年度繰越金

(款) 21 諸収入
(項) 5 雑収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		諸収入	710,196	8,439	718,635
	5	雑収入	543,040	8,439	551,479
	5	雑収入	187,034	8,439	195,473

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務費雑入	2,930	1 地域再生マネージャー事業（ふるさと再生事業）補助金
7 消防費雑入	5,509	1 消防団員退職報償金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	1,129,200	62,800	1,192,000
	1	市 債	1,129,200	62,800	1,192,000
	1	総務債	18,400	2,600	21,000
	4	土木債	328,700	60,200	388,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理債	2,600	1 長良川鉄道経営安定支援事業
1 道路橋りょう債	60,200	1 道路施設補修点検事業

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	3,661,479	44,380	3,705,859	14,122	30,258
	1	総務管理費	3,077,662	44,380	3,122,042	14,122	30,258
	5	財産管理費	225,053	6,387	231,440		6,387
	6	企 画 費	1,621,474	32,397	1,653,871	国庫支出金 8,592 市債 2,600 諸収入 2,930	18,275
	7	市民まちづくり推進費	83,225	5,596	88,821		5,596

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
14	工事請負費	6,387	庁舎等改修 市庁舎等施設管理・改修事業 6,387
8	旅費	232	普通旅費 長良川鉄道経営安定支援事業 2,600
12	委託料	24,104	公共施設予約管理システム導入等 9,432 新庁舎整備推進事業 10,509 外部専門家を活用したふるさと再生 事業 4,163 総合行政システム事業 3,876 自治体DX推進事業 9,432 新庁舎整備事業 10,509 地域脱炭素移行・再エネ推進事業 1,585 移住して暮らし始めるための支援事 業 4,395
18	負担金、補助及び交付金	6,476	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費 補助金 2,600 社会保障・税番号制度中間サーバー 利用交付金 3,876
22	償還金、利子及び割引料	1,585	国庫支出金返還金
10	需用費	102	消耗品費 広報事業 5,596
17	備品購入費	849	広報用備品
18	負担金、補助及び交付金	4,645	地域活性化起業人派遣負担金

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	9,113,752	227,504	9,341,256	182,220	45,284
	1	社会福祉費	4,815,544	8,197	4,823,741		8,197
	1	社会福祉総務費	663,657	7,997	671,654		7,997
	3	老人福祉費	830,968	200	831,168		200
	2	児童福祉費	3,908,009	219,307	4,127,316	182,220	37,087
	2	児童手当費	1,255,912	180,532	1,436,444	国庫支出金 188,352 県支出金 △6,132	△1,688
	5	カナリヤの家費	82,082	38,775	120,857		38,775

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
27 繰出金	7,997	国民健康保険会計繰出金	国民健康保険会計繰出金 7,997
27 繰出金	200	介護保険会計繰出金	介護保険会計繰出金（介護給付費・地域支援事業） 200
12 委託料	11,424	システム改修	児童手当等支給事業 180,532
19 扶助費	169,108	児童手当 163,950 児童扶養手当 5,158	
14 工事請負費	38,775	古井第一保育園跡地駐車場等整備	カナリヤの家管理運営事業 38,775

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	1,587,224	100	1,587,324	100	
	1	保健衛生費	756,077	100	756,177	100	
	1	保健衛生総務費	301,624	100	301,724	寄附金 100	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
10 需用費	100	消耗品費 50 印刷製本費 50	健康づくり事業 100

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	512,023	7,754	519,777	7,754	
	1	農業費	356,195	7,754	363,949	7,754	
		3 農業振興費	61,682	7,754	69,436	県支出金 7,754	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	7,754	元気な農業産地構造改革支援事業補助金	農業担い手育成事業 7,754

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		商工費	747,177	5,857	753,034		5,857
	1	商工費	747,177	5,857	753,034		5,857
		1 商工総務費	83,629	5,857	89,486		5,857

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
8 旅 費	237	普通旅費	地域産業資源活用事業 5,857
12 委 託 料	90	PR支援	
13 使用料及び 賃借料	530	会場使用料 200 備品借上料 330	
18 負担金、補 助及び交付 金	5,000	地域活性化起業人派遣負担金	

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

7	2	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	2,673,274	0	2,673,274	4,933	△4,933
	2	道路橋りょう費	986,253	0	986,253	4,933	△4,933
	2	道路新設改良費	574,100	0	574,100	国庫支出金 △55,267 市債 60,200	△4,933

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		消 防 費	734,942	6,210	741,152	5,509	701
	1	消 防 費	734,942	6,210	741,152	5,509	701
		1 消 防 費	653,835	6,210	660,045	諸収入 5,509	701

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
7 報 償 費	6,210	退職消防団員報償	消防団活動事業 6,210

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

9	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	3,080,878	228	3,081,106	228	
	1	教育総務費	507,304	228	507,532	228	
	2	事務局費	442,985	228	443,213	県支出金 228	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	14	消耗品費	清流の国ふるさと魅力体験事業 228
11 役務費	11	傷害保険料	
13 使用料及び賃借料	203	バス借上料 187 施設入場料 16	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
ふるさと納税支援業務	千円 97,020		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円			千円	千円
R7-R8	97,020			97,020	0

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,546,660	7,865,883	1,332,300	754,147	8,444,036
(1) 総務	121,420	184,714	48,400	13,599	219,515
(2) 民生	872,977	912,393	213,100	62,539	1,062,954
(3) 衛生	261,600	240,130		18,481	221,649
(4) 農林	106,814	93,942		12,782	81,160
(5) 商工	3,586	4,128	3,300	1,528	5,900
(6) 土木	1,790,307	2,113,536	508,300	238,871	2,382,965
(7) 消防	1,199,993	1,102,516	5,700	106,207	1,002,009
(8) 教育	3,189,963	3,214,524	553,500	300,140	3,467,884
2 災害復旧債	37,357	32,983		4,703	28,280
(1) 補助災害	2,300	2,047		253	1,794
(2) 単独災害	35,057	30,936		4,450	26,486
3 その他	7,575,001	7,137,996	115,000	688,235	6,564,761
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	124,180	93,030		25,338	67,692
(3) 財源対策債等	29,437	19,913		4,780	15,133
(4) 臨時財政対策債	7,421,384	7,025,053	115,000	658,117	6,481,936
合 計	15,159,018	15,036,862	1,447,300	1,447,085	15,037,077

議第52号

令和6年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第1号）

令和6年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,997千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,134,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		484,856	7,997	492,853
	1 他会計繰入金	454,856	7,997	462,853
歳入合計		5,126,163	7,997	5,134,160

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		117,097	7,997	125,094
	1 総務管理費	93,640	7,997	101,637
歳 出 合 計		5,126,163	7,997	5,134,160

予算説明書

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	117,097	7,997	125,094
歳 出 合 計	5,126,163	7,997	5,134,160

2 歳 入

(款) 6 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
6		繰入金	484,856	7,997	492,853
	1	他会計繰入金	454,856	7,997	462,853
		1 一般会計繰入金	454,856	7,997	462,853

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員給与費 等繰入金	7,997	1 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						保険料	
1		総 務 費	117,097	7,997	125,094	7,997	
	1	総務管理費	93,640	7,997	101,637	7,997	
		1 一般管理費	92,588	7,997	100,585	繰入金 7,997	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
12 委 託 料	7,997	システム改修	一般管理費 7,997

議第53号

令和6年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第1号）

令和6年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,044千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,152,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		874,265	401	874,666
	2 国庫補助金	179,412	401	179,813
5 県支出金		577,041	200	577,241
	2 県補助金	17,298	200	17,498
7 繰入金		722,314	200	722,514
	1 一般会計繰入金	664,559	200	664,759
8 繰越金		2,002	243	2,245
	1 繰越金	2,002	243	2,245
歳入合計		4,151,256	1,044	4,152,300

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		143,666	1,044	144,710
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	56,377	1,044	57,421
歳 出	合 計	4,151,256	1,044	4,152,300

予算説明書

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費	143,666	1,044	144,710
歳 出 合 計	4,151,256	1,044	4,152,300

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		国庫支出金	874,265	401	874,666
	2	国庫補助金	179,412	401	179,813
	3	地域支援事業交付金（介護予 防・日常生活支援総合事業以 外）	12,776	401	13,177

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	401	1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業以外）現年度分 401

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	200	1 県補助金 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）現年度分 200

(款) 7 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
7		繰入金	722,314	200	722,514
	1	一般会計繰入金	664,559	200	664,759
	3	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	6,387	200	6,587

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	200	1 一般会計繰入金 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 現年度分 200

(款) 8 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰越金	2,002	243	2,245
	1	繰越金	2,002	243	2,245
		1 繰越金	2,002	243	2,245

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	243	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 3 地域支援事業費
(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						保険料	
3		地域支援事業費	143,666	1,044	144,710	1,044	
	3	包括的支援事業・任意事業費	56,377	1,044	57,421	1,044	
	2	任意事業費	7,478	1,044	8,522	国庫支出金 401 県支出金 200 繰入金 200 繰越金 243	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	1,044	配食サービス事業補助金	任意事業 1,044

議第54号

令和6年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度美濃加茂市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 予算第4条中「不足する額609,508千円」を「不足する額377,508千円」に、「過年度分損益勘定留保資金526,098千円」を「過年度分損益勘定留保資金294,098千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	支 出		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的支出	717,609千円	△232,000千円	485,609千円
第3項 長期貸付金	232,000千円	△232,000千円	0千円

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和6年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的支出

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			717,609	△ 232,000	485,609
	3 長期貸付金		232,000	△ 232,000	0
		1 長期貸付金	232,000	△ 232,000	0

令和6年度美濃加茂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	601
	減価償却費	541,267
	賞与引当金の増減額(減少は△)	656
	長期前受金戻入益	△ 286,288
	受取利息及び配当金	△ 4,330
	支払利息	9,170
	資産減耗費	40,105
	未収金の増減額(増加は△)	△ 854
	未払金の増減額(減少は△)	14,070
	その他流動負債の増減額(減少は△)	△ 7,031
	小計	307,366
	利息及び配当金の受取額	4,330
	利息の支払額	△ 9,170
	業務活動によるキャッシュ・フロー	302,526
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 326,022
	国庫補助金等による収入	59,000
	一般会計からの繰入金による収入	872
	工事負担金の受入による収入	31,390
	分担金の受入による収入	66,420
	他会計貸付金による支出	0
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 168,340
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 83,410
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 83,410
IV	資金増加額(又は減少額)	50,776
V	資金期首残高	1,712,282
VI	資金期末残高	1,763,058

令和6年度美濃加茂市水道事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位：千円)

		資	産	の	部	
1 固定資産						
(1) 有形固定資産						
イ	土地					465,589
ロ	建物	1,011,333				
	減価償却累計額	<u>△ 339,192</u>				672,141
ハ	構築物	19,362,962				
	減価償却累計額	<u>△ 9,632,248</u>				9,730,714
ニ	機械及び装置	2,259,560				
	減価償却累計額	<u>△ 1,725,625</u>				533,935
ホ	車両及び運搬具	19,888				
	減価償却累計額	<u>△ 17,716</u>				2,172
ヘ	工具器具 及び備品	38,655				
	減価償却累計額	<u>△ 29,852</u>				8,803
ト	建設仮勘定					<u>48,137</u>
	有形固定資産合計					11,461,491
(2) 投資その他の資産						
イ	投資有価証券					500,000
ロ	他会計貸付金					<u>577,000</u>
	投資その他の資産 合計					<u>1,077,000</u>
	固定資産合計					12,538,491
2 流動資産						
(1) 現金預金						
						1,763,058
(2) 未収金						
		149,735				
	貸倒引当金	<u>△ 1,160</u>				148,575
(3) 貯蔵品						
						4,035
(4) その他流動資産						
						<u>1,293</u>
	流動資産合計					<u>1,916,961</u>
	資産合計					<u>14,455,452</u>

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の			
	財源に充てる債			
	ための企業債	<u>331,551</u>		
	企業債合計		331,551	
	(2) 引当金			
	イ 退職給付引当金			
	引当金合計	<u>93,520</u>		
	固定負債合計		<u>93,520</u>	425,071
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の			
	財源に充てる債			
	ための企業債	<u>81,480</u>		
	企業債合計		81,480	
	(2) 未払金		227,537	
	(3) 前受金		0	
	(4) 引当金			
	イ 賞与引当金			
	引当金合計	<u>7,920</u>		
	(5) その他流動負債			
	流動負債合計		<u>7,544</u>	324,481
5	繰延収益			
	長期前受金		12,050,816	
	収益化累計額		<u>△ 6,280,345</u>	
	繰延収益合計			<u>5,770,471</u>
	負債合計			<u>6,520,023</u>

資本の部

6	資本金			6,961,400
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 補助金			
	資本剰余金合計	<u>4,164</u>		4,164
	(2) 利益剰余金			
	イ 減債積立金	585,854		
	ロ 建設改良積立金	300,000		
	ハ 当年度未処分			
	利益剰余金	<u>84,011</u>		
	利益剰余金合計		<u>969,865</u>	
	剰余金合計			<u>974,029</u>
	資本合計			<u>7,935,429</u>
	負債資本合計			<u>14,455,452</u>

議第55号

令和6年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度美濃加茂市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	収 入		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的収入	1,439,419 千円	0 千円	1,439,419 千円
第1項 企業債	722,500 千円	232,000 千円	954,500 千円
第5項 他会計長期借入金	232,000 千円	△232,000 千円	0 千円

（企業債の補正）

第3条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（起債の目的）	（既決限度額）	（補正予定額）	（計）
資本費平準化	379,300 千円	232,000 千円	611,300 千円

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和6年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

資本的收入

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			1,439,419	0	1,439,419
	1 企 業 債		722,500	232,000	954,500
		1 企 業 債	722,500	232,000	954,500
	5 他会計長期 借 入 金		232,000	△ 232,000	0
		1 他会計長期借入金	232,000	△ 232,000	0

令和6年度美濃加茂市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	33,636
	減価償却費	1,125,207
	貸倒引当金の増減額(減少は△)	600
	賞与引当金の増減額(減少は△)	△ 255
	長期前受金戻入益	△ 609,219
	受取利息及び配当金	△ 3
	支払利息	208,521
	資産減耗費	3,209
	未収金の増減額(増加は△)	5,779
	たな卸資産の増減額	353
	未払金の増減額(減少は△)	3,831
	小計	771,659
	利息及び配当金の受取額	3
	利息の支払額	△ 208,521
	業務活動によるキャッシュ・フロー	563,141
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 432,925
	国庫補助金等による収入	103,137
	一般会計からの繰入金による収入	305,389
	工事負担金の受入による収入	3,303
	受益者負担金等の受入による収入	37,642
	受益者分担金等の受入による収入	614
	投資活動によるキャッシュ・フロー	17,160
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	954,500
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,502,010
	建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 547,510
IV	資金増加額(又は減少額)	32,791
V	資金期首残高	745,604
VI	資金期末残高	778,395

令和6年度美濃加茂市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1)有形固定資産			
イ 土 地		2,388,591	
ロ 建 物	1,675,049		
減価償却累計額	<u>△ 520,862</u>	1,154,187	
ハ 構 築 物	37,952,354		
減価償却累計額	<u>△ 11,881,762</u>	26,070,592	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,386,431		
減価償却累計額	<u>△ 1,350,806</u>	1,035,625	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	240		
減価償却累計額	<u>△ 228</u>	12	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	4,300		
減価償却累計額	<u>△ 3,257</u>	1,043	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>139,352</u>	
有形固定資産合計			30,789,402
(2)無形固定資産			
イ 施 設 利 用 権		<u>1,747,088</u>	
無形固定資産合計			1,747,088
(3)投 資			
イ 出 資 金		<u>1,580</u>	
投資合計			<u>1,580</u>
固定資産合計			32,538,070
2 流 動 資 産			
(1)現 金 預 金			778,395
(2)未 収 金		80,314	
貸倒引当金	<u>△ 1,250</u>	79,064	
(3)貯 蔵 品			510
(4)その他流動資産			<u>15</u>
流動資産合計			<u>857,984</u>
資 産 合 計			<u><u>33,396,054</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	12,904,416		
企業債合計		12,904,416	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に充てるための借入金	577,000		
借入金合計		577,000	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	65,782		
引当金合計		65,782	
固定負債合計			13,547,198
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,450,365		
企業債合計		1,450,365	
(2) 他会計借入金			
イ 建設改良費等の財源に充てるための借入金	0		
借入金合計		0	
(3) 未払金		391,029	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	4,429		
引当金合計		4,429	
(5) その他流動負債		5,000	
流動負債合計			1,850,823
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		23,191,491	
(2) 収益化累計額		△ 7,894,161	
繰延収益合計			15,297,330
負債合計			30,695,351

資本の部

6 資本金			1,594,749
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	727,698		
ロ 受贈財産評価額	39,043		
ハ 受益者負担金	242,512		
ニ 受益者分担金	13,086		
ホ その他資本剰余金	214		
資本剰余金合計		1,022,553	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	83,401		
利益剰余金合計		83,401	
剰余金合計			1,105,954
資本合計			2,700,703
負債資本合計			33,396,054

議第56号

太田小校舎外部改修及び体育館大規模改修建築工事の請負契約の締結
について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年美濃加茂市条例第4号）第2条の規定により、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

- 1 契約の目的 太田小校舎外部改修及び体育館大規模改修建築工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金214,500,000円
- 4 契約の相手方 小池土木株式会社美濃加茂営業所
営業所長 小池 哲

議第 57 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

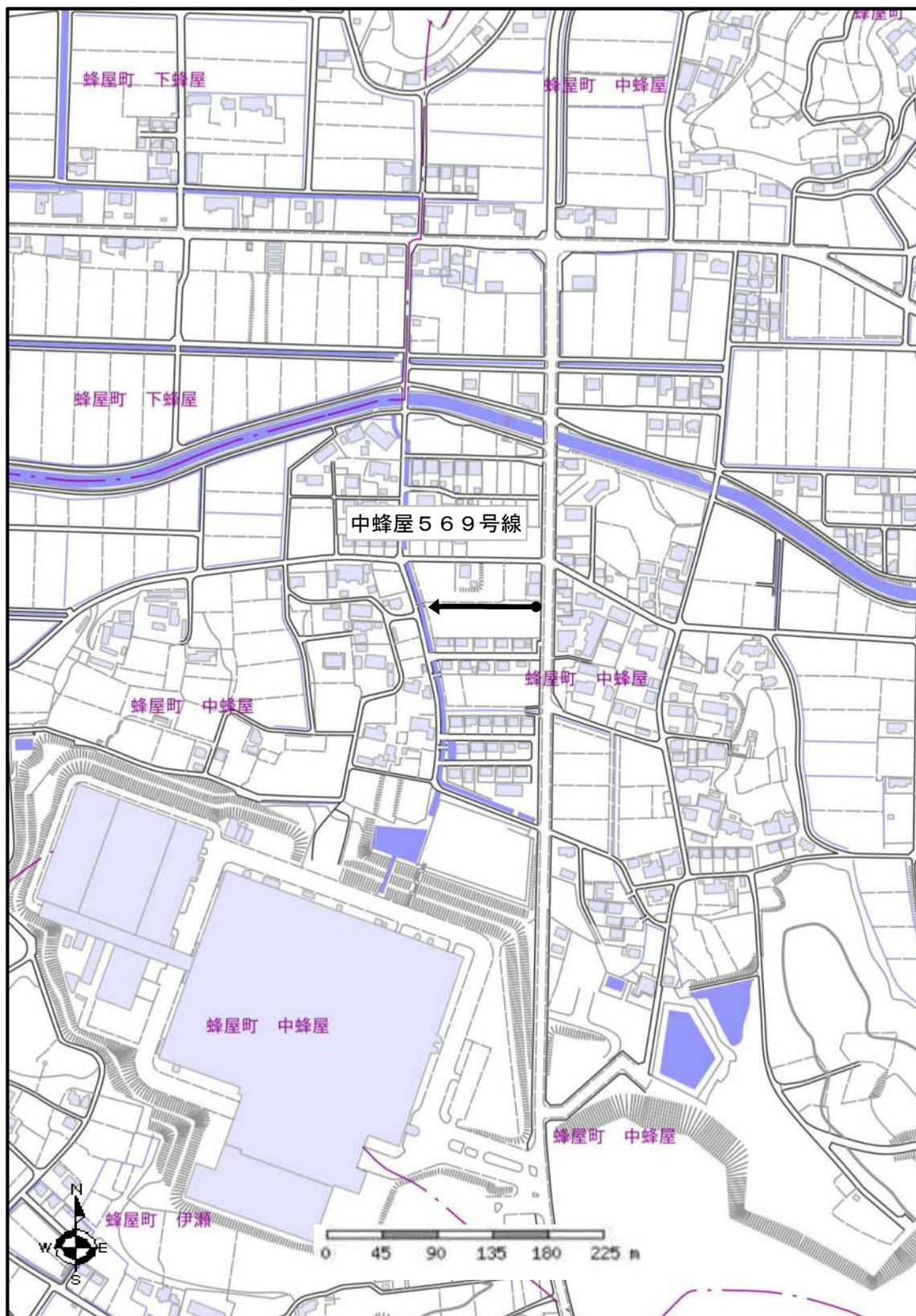
美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	中蜂屋 5 69 号線	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八 3811 番 8 地先		
		美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八 3811 番 1 地先		

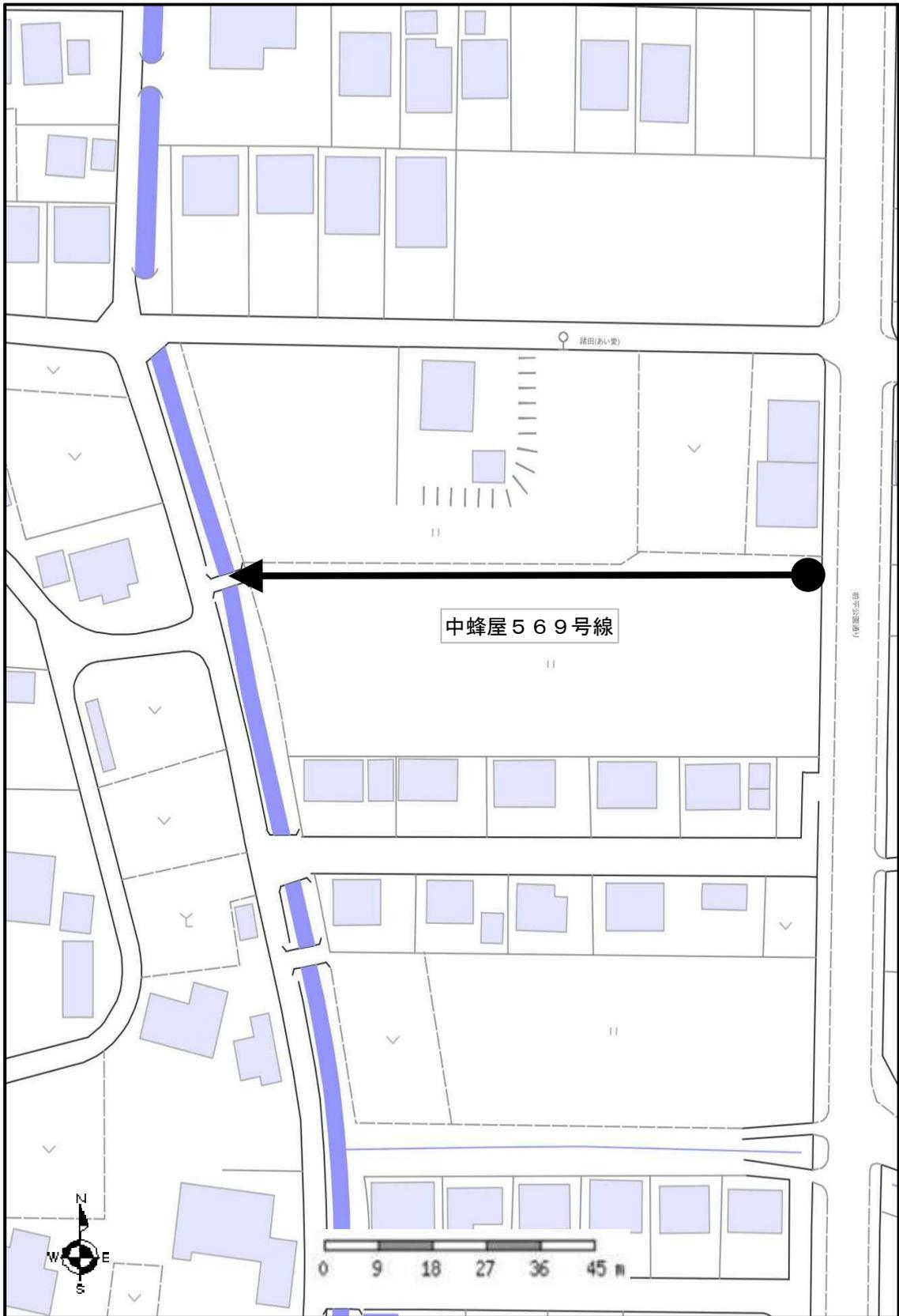
新規認定路線

①: 中蜂屋569号線



新規認定路線

①: 中蜂屋569号線



議第58号

美濃加茂市固定資産評価員の選任について

美濃加茂市固定資産評価員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 大 杉 善 洋
生年月日

議第59号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 中 西 東 峰
生年月日

議第60号

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、令和6年12月2日から、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）を次のように変更するものとする。

令和6年6月6日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約
岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

70th 

**MINOKAMO
STORY**